

関係各位

令和8年3月1日  
一般社団法人 応用生態工学会  
会長 清水 義彦

**一般社団法人応用生態工学会  
廣瀬賞、研究奨励賞および応用生態工学社会実践賞の候補者募集について**

応用生態工学会の活動に対して日頃よりご協力ご支援を賜りまして、誠にありがとうございます。このたび、以下の要領で、廣瀬賞、研究奨励賞および応用生態工学社会実践賞の候補者を募集いたします。

廣瀬賞および研究奨励賞は、応用生態工学会の正会員を対象に候補を募集いたします。また、応用生態工学会社会実践賞は、正会員から推薦された個人もしくは団体を対象に募集いたします。

応募に際しては、別添の「**一般社団法人応用生態工学会 廣瀬賞、研究奨励賞及び応用生態工学社会実践賞に関する細則**」を確認の上、自薦、他薦など賞ごとに応募申請書の内容が異なりますのでご注意ください、以下の要領でお申し込みください。

なお、授賞式は全国大会において行います。

**応募要領**

**1. 募集期間**

令和8年3月1日（日）から4月23日（木）（必着）

**2. 応募方法**

別添の応募申請書（廣瀬賞は書式1、研究奨励賞は書式2、社会実践賞は書式3）に、必要事項を記入の上、PDF化した電子ファイルを、電子メールに添付の上、「[ecses-manager@ecsesj.com](mailto:ecses-manager@ecsesj.com)」まで募集期間内に提出してください。提出にあたっては、メール表題に「〇〇賞応募書類（〇〇に該当賞名を記入）」と明記してください。

**3. 問い合わせ**

電話による問い合わせはご遠慮ください。ご質問等がある場合は、電子メールでお願いします（[ecses-manager@ecsesj.com](mailto:ecses-manager@ecsesj.com)）。

# 一般社団法人応用生態工学会

## 廣瀬賞、研究奨励賞及び応用生態工学社会実践賞に関する細則

### (目 的)

第1条 本細則は、一般社団法人応用生態工学会（以下「本会」という。）の前身である応用生態工学会の会長を歴任された故廣瀬利雄氏の遺志に沿うべく応用生態工学の一層の発展を期するため、同氏からの遺贈寄附金（以下「廣瀬遺贈金」という。）を財源として「応用生態工学会廣瀬賞」、「応用生態工学会研究奨励賞」及び「応用生態工学社会実践賞」（以下3賞を併せて「本賞」という。）を設け、本賞の運営につき必要な事項を定めることを目的として、本会寄附金取扱規程第7条に基づき定めるものである。

### (賞の種別等)

- 第2条 「応用生態工学会廣瀬賞」は、顕著な研究業績により応用生態工学の研究、教育等に指導的役割を果たし、今後の研究等における活躍が期待される概ね55歳以下の正会員で、他の正会員に推薦された者の中から、毎年、1名に授与される。
- 2 「応用生態工学会研究奨励賞」は、応用生態工学において今後優れた研究の展開が期待できる修士取得後10年以内の正会員で、自薦された者の中から、毎年、3名以内に授与される。
- 3 「応用生態工学社会実践賞」は、応用生態工学会での顕著な活動やその学術成果を社会事業に還元・実践している個人又は団体で、正会員より推薦された個人又は団体の中から、毎年、原則として2名又は2団体に授与される。

### (賞の内容)

- 第3条 「応用生態工学会廣瀬賞」の受賞者には、賞状及び廣瀬遺贈金より60万円が贈呈される。
- 2 「応用生態工学会研究奨励賞」の受賞者には、賞状及び廣瀬遺贈金より20万円が贈呈される。
- 3 「応用生態工学社会実践賞」の受賞者には、賞状及び廣瀬遺贈金より15万円が贈呈される。

### (応募方法)

第4条 本賞の応募者（推薦、自薦）は、本会が別に定める様式により作成した応募申請書を定められた期日までに事務局に提出しなければならない。

（選考委員会）

第5条 本賞の受賞者を選考するため、理事会の下に選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員は、正会員であって応用生態工学に関して高い識見を有する者のうちから理事会の決議によって6名を選任し、会長が委嘱する。委員の構成は、生態学と工学の各分野に偏りのないよう配慮しなければならない。
- 3 委員会の委員長は、委員の互選により選定する。
- 4 委員の任期は、選任後3年とし、毎年2名を改選する。任期満了後2年間は再任されない。
- 5 委員会は、委員長が招集して開催する。
- 6 委員長は、開催された委員会において議長を務める。
- 7 委員会は、委員総数の半数以上の委員が出席しなければ開催することができない。

（選考方法）

第6条 委員会は、第4条の規定によりなされた応募に係る被推薦者につき、応募申請書等をもとに審査を行い、本賞の各賞について、所定の受賞者数までの候補者を選考する。

- 2 委員会の委員が被推薦者とされたときは、当該委員は、前項の審査及び選考に関与することができない。
- 3 委員長は、選考された候補者につき、選考理由を付けて会長に報告する。受賞候補者が人数に満たない場合又は無い場合も、その旨を会長に報告する。

（受賞者の決定）

第7条 会長は、前条第3項により報告された候補者について、その賛否を理事会に諮り、出席した理事の3分の2以上の賛成があったときは、これを受賞者として決定し、直ちに本人に通知する。該当する受賞者が無いときは、その旨を会員に公表する。

- 2 前項の受賞者の決定は、次条に定める授賞式が実施される2か月前までに行う。

（授賞式）

第8条 授賞式は、大会において行う。

（改 廃）

第9条 本細則の改廃は、会長が理事会の承認を得て行う。

附 則

本規程は、令和6年7月24日から施行する（令和6年7月23日理事会承認）。

附 則

- 1 本規程の改定は、令和6年8月20日から施行する（令和6年8月20日理事会承認）。
- 2 第5条第4項の規定にかかわらず、本規程施行時において選任されている委員6名のうち4名の任期について、うち2名は1年間、他の2名は2年間とし、この短縮される任期が適用される委員は委員長が決定する。

附 則

本規程の改定は、令和7年1月27日から施行する（令和7年1月27日理事会承認）。

(1) 推薦者氏名

会員番号

連絡先住所

電話番号

メールアドレス

(推薦者が複数の場合は、上記をコピーして記入すること)

(2) 候補者氏名 (ふりがな)

---

生年月日

学位 (取得年月日)

所属・職名

連絡先住所

電話番号

メールアドレス

(3) 最終学歴および研究・教育歴

(4) 研究業績の概要 (独創性など、特に優れている点等) (A4で1枚以内)

(5) 発表業績リスト (著者名・発行年・タイトル・雑誌名及び掲載ページ)

(6) 被引用数などがわかるデータベースURL (Google scholar, Scopusなど)

(7) 学会・社会・教育活動の一覧

(応用生態工学会における活動 (理事・幹事・委員、大会委員、地区会活動を含む), 学術雑誌の編集委員や省庁等における各種委員としての活動, 大学・研究機関での教育指導や一般向けの講演など、代表的な活動を記してください。)

---

10.5 ポイント以上のフォントで、10 ページ以内

提出先 応用生態工学会事務局

(1) 応募者氏名 (ふりがな)

---

生年月日

学位 (取得年月日)

所属・職名

連絡先住所

電話番号

メールアドレス

(2) 最終学歴および研究歴

(3) これまでの研究の概要 (研究で工夫した点など) (A4で1枚以内)

(4) 発表業績リスト (著者名・発行年・タイトル・雑誌名及び掲載ページ)

(5) 応用生態工学会での活動歴

(大会での発表や、地区会活動を含む)

(6) 研究についての抱負など

(優れている点や独創性、自身のこれまでとこれからの研究のアピール)

---

10.5 ポイント以上のフォントで、4 ページ以内

提出先 応用生態工学会事務局

自薦の場合は、(1)は記入しなでください。

(1) 推薦者氏名

会員番号

連絡先住所

電話番号

メールアドレス

(2) 候補者・団体名 (ふりがな)

---

候補者が団体の場合の代表者氏名

連絡先住所

電話番号

代表者メールアドレス

(3) 社会実践の概要と根拠となった学術内容

(A4で3枚以内:必要に応じて写真・図面などの添付可)

(4) (3)の成果を示す客観的証拠

(新聞、感謝状など、自由記載)

(5) 応用生態工学における今後の学術活動や社会実践についての抱負

---

10.5ポイント以上のフォントで、6ページ以内

提出先 応用生態工学会事務局